

朝倉市秋月博物館撮影等許可申請書

年 月 日

朝倉市教育委員会 教育長

申請者

住所 (所在地)

氏名 (名称)

(代表者)

印

(担当者)

電話番号

朝倉市秋月博物館条例施行規則第 9 条第 1 項の規定により次のとおり朝倉市秋月博物館資料の撮影、画像利用、熟覧、模写、模造等について申請します。

撮影等の概要	資料名	
	目的	
	日時	
	方法	撮影・画像利用・熟覧・模写・模造・その他 ()
	その他	
備考		

(留意事項)

- 1 画像利用に際しては、朝倉市秋月博物館の所蔵であることを明示しなければなりません。
- 2 撮影等によって得られた複製物は、申請書に記載した目的又は方法以外の利用及び転貸を禁止します。
- 3 著作権法上の問題が生じた場合は、申請者がその責めを全て負います。
- 4 出版等に利用した場合は、当該出版物等を添えて教育委員会に報告しなければなりません。